

議 会 運 営 委 員 会

令和5年12月19日（火）

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

出席者

- 〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、
肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員
〔議長団〕笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕牛尾議員
〔執行部〕坂田総務部長、猪狩総務課長、勝手総務管理係長
〔事務局〕下間局長、松井次長、久保田書記
-

議 題

- 1 令和6年3月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1
- 2 12月定例会議の議会運営委員会で採択された陳情の取扱いについて
- 3 今後の陳情の審査方法等について 資料2
- 4 浜田市特別職報酬等審議会の開催内容報告及び答申結果について 資料3
- 5 その他
 - (1) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に係る対応について 資料4

令和6年3月定例会議日程(案)

資料1

		期間	日程案	会場	開始時間等	備考	
1月	24日	(水)	総務文教委員会	全員協議会室	10時～		
	25日	(木)	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～		
	26日	(金)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～		
	27日	(土)					
	28日	(日)					
	29日	(月)					
	30日	(火)					
	31日	(水)					
2月	1日	(木)					
	2日	(金)					
	3日	(土)					
	4日	(日)					
	5日	(月)					
	6日	(火)		全員協議会	全員協議会室	10時～	
	7日	(水)					
	8日	(木)					
	9日	(金)		請願・陳情・意見書・決議書締切			【締切】13時
	10日	(土)					
	11日	(日)					
	12日	(月)					
	13日	(火)					
	14日	(水)		一般質問通告書メール、FAX受付締切			【締切】11時 10時～11時30分 議員研修会
	15日	(木)		一般質問通告締切			【締切】11時
	16日	(金)					
	17日	(土)					
	18日	(日)					
	19日	(月)		議会運営委員会 議会広報広聴委員会	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 13時30分～	
	20日	(火)					
	21日	(水)		一般質問説明用パネル提出締切			【締切】12時
	22日	(木)					
	23日	(金)					
	24日	(土)					
	25日	(日)					
	26日	(月)		開会 施政方針・教育方針 提案説明 全員協議会 総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会	議場 全員協議会室 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後	
27日	(火)		一般質問	議場	10時～		
28日	(水)		一般質問	議場	10時～		
29日	(木)		一般質問	議場	10時～		
3月	1日	(金)	一般質問	議場	10時～		
	2日	(土)					
	3日	(日)					
	4日	(月)		議案質疑	議場	10時～	
	5日	(火)		総務文教委員会	全員協議会室	10時～	
	6日	(水)		福祉環境委員会	全員協議会室	10時～	
	7日	(木)		産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
	8日	(金)		休会			
	9日	(土)					
	10日	(日)					
	11日	(月)		予算決算委員会	全員協議会室	10時～	
	12日	(火)		予算決算委員会	全員協議会室	10時～	
	13日	(水)		予算決算委員会	全員協議会室	10時～	
	14日	(木)		予算決算委員会(予備) 討論通告期限	全員協議会室	10時～	【締切】17時
	15日	(金)		休会 対抗討論通告期限			【締切】13時
	16日	(土)					
	17日	(日)					
	18日	(月)		採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 全員協議会室 第4委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後	
	19日	(火)					
	20日	(水)					
	21日	(木)					

今後の陳情の審査方法等について

会派	意見
山水海	<p>1. これまでの議論で当会派と他の会派との合意ができず今に至っている。</p> <p>■ 当会派</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随時受け付ける。 ・ 受付後速やかに全てを議員に配付する。(基本的には原文のまま) ・ 配付を受けた陳情において、会派・委員会・個人において対応を協議する。 <ul style="list-style-type: none"> →必ずしも委員会としての採択をしない。 →市議会定例会議を待たずして協議できる。 →以上のことは、メリットであると考える。 ・ 受け付けた陳情は公表しない。 <ul style="list-style-type: none"> →原文のままであるため。 <ul style="list-style-type: none"> 情報公開請求における公開手続きの場合は、規定に基づき対処する。 <p>2. 陳情は配付対応がよいという考えはいまだに当会派としては持っている。しかし、採択の是非を合意できない前提からであれば、現状のルールを踏襲するのが、これまでの意見を尊重する意味からも妥当と考える。</p> <p>3. 確かに、時間をかけて協議し、今に至っているが、当時の協議の場においても、やってみて、見直すことは想定されていた。</p> <p>4. 陳情の受付方法におけるメールでの受付可否の検討については、他議会等の状況を情報収集した上で結論を出すべきと考える。</p>
超党みらい	<p>◆ 陳情書の指定様式化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の陳情書の様式を定め、この陳情書の見本をホームページ上に掲載し、その様式に基づいた陳情書のみを受付とする。 <p>(自由な様式では願意や理由が不明確でどこまでが要望事項なのかが判読しにくい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陳情書には「願意」と「理由」を枠で示し、少なくともなく、また、多くもなく必要かつ十分な字数で提出を求める。表や図やグラフ等は資料に示すこととし陳情書には示さないこととする。(例えば、願意と理由でA4一枚以内とする)

	<ul style="list-style-type: none"> ・「添付された資料」の取扱いは現状のままで差し支えない。 ◆受付等について <ul style="list-style-type: none"> ・陳情書の受付は、当面、窓口のみの受付とする。 (メール等での受付は慎重であるべきである。) ・メールでの受付を検討するときは、未記入やご記入等の不備があったとき不受理にするとか、本人確認をどうするかとか、想定されることを細部まで検討し一定の周知期間を設けた後に実施とすべきことである。 ・題目と願意にズレが認められるものについては、委員会付託をしない。
創風会	陳情審査方法等について、今後検討の余地がある。
公明クラブ	現在の基準で何か不都合なことが発生したのか。そうでなければ、現在のままで良いのではないか。

人 第 1 1 4 号

令和 5 年 12 月 13 日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

浜田市長 久保田 章



令和 5 年度浜田市特別職報酬等審議会の答申について（通知）

このことについて、令和 5 年 7 月 31 日に浜田市特別職報酬等審議会へ議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について諮問しました。

浜田市特別職報酬等審議会は、この諮問を受け、計 3 回の審議会を開催され、令和 5 年 12 月 13 日に浜田市特別職報酬等審議会会長から答申がありました。

つきましては、答申内容について下記のとおり通知します。

記

1 答申内容

別添「議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について（答申）」（写し）のとおり

以上



〔問い合わせ先〕

浜田市総務部人事課

担当：久本 （内線 332）



令和5年12月13日

浜田市長 久保田 章市 様

浜田市特別職報酬等審議会
会長 豊田 知世



議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について（答申）

令和5年7月31日付け人第59号により諮問のあった浜田市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに浜田市議会議員の政務活動費の額等を調整することについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料の額

- (1) 市長、副市長及び教育長の給料月額は現行のとおり据え置きとする。
(市長 860,000 円、副市長 710,000 円、教育長 630,000 円)

(2) 据え置きとする理由

特別職の給料月額の審議にあたっては、県西部における中核都市の特別職として、職責や職務内容等に見合う額にすべきとの考えを基本とし、山陰他市及び類似団体と比較検討した結果、著しく低い水準とも言い切れず、現行の給料月額を据え置くことが適当であるとの結論に至ったものである。

2 浜田市議会議員の議員報酬の額

- (1) 議長、副議長及び議員の報酬月額は現行のとおり据え置きとする。
(議長 450,000 円、副議長 380,000 円、議員 350,000 円)

(2) 据え置きとする理由

令和元年度からの通年会期制の導入に伴い、各委員会や議会報告会などの開催回数が増加している。また、令和3年10月の改選時における議員定数の削減で、各議員の活動における負担は増加傾向にあるものと推測する。

しかしながら、山陰他市及び類似団体と比較検討した結果、報酬月額が著しく低い水準とも言い切れず、現行の報酬月額を据え置くことが適当であるとの結論に至ったものである。

3 期末手当の役職加算

(1) 期末手当の役職加算

100分の15を100分の40に復元改定（100分の25増）

(2) 復元改定とする理由

平成18年度の当審議会において、当時の財政状況を鑑み、役職加算を100分の40から100分の15に改定するよう答申したが、当時と比べ財政状況の改善が図られたものと判断した。山陰他市及び類似団体の水準を比較検討、他市との均衡も考慮し、市町村合併時の水準に復元改定することが適当であるとの結論に至ったものである。

4 期末手当の支給月数

(1) 期末手当の支給月数

0.1月増の復元改定

(2) 復元改定とする理由

市町村合併時は国が規定する特別職の支給月数と同じ支給月数で期末手当を支給していたものの、平成19年度から役職加算と同様に支給月数の引き下げを行った。その後の人事院勧告や島根県人事委員会勧告により上下推移したものの、現状でも国水準と比べ0.1月低い支給月数となっている。平成19年度当時と比べ、現在は市の財政状況の改善が図られたことから、引き下げていた支給月数を復元改定することが適当であるとの結論に至ったものである。

5 浜田市議会議員の政務活動費の額

(1) 政務活動費

年額100,000円を年額240,000円に改定（140,000円増）

(2) 改定とする理由

政務活動費については、他団体との比較において低い状況にあり、議員活動の活性化に支障が生じているものと思慮する。令和元年度の当審議会において、「透明性の確保を前提として、議会側による支給対象経費や使途基準等の見直しの検討結果を踏まえ、次回の当審議会開催時において増額について審議をお願いすることとする。」と答申しており、議会内での支給対象経費や使途基準等の検討状況を確認した結果、十分な調査研究活動等ができるよう増額改定が適当であるとの結論に至ったものである。なお、支給額については、山陰他市及び全国的な支給事例を踏まえ、判断したものである。

6 付記事項

(1) 政務活動費については、各議員によりその執行率に隔たりが見受けられる。

政務活動費は、議員が行う調査研究や広聴等、市政の課題や市民の意志を把握し、市政に反映させる活動や住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として交付されるものであることから、当該制度の積極的な活用をお願いする。

- (2) 政務活動費の使途基準等については、公正性及び透明性を確保する制度設計となっており客観的に評価できるものであるが、引き続き政務活動費の効果的・効率的な運用が図れるよう、対象となる経費や支給要件等について検討をお願いする。また、特に視察や研修については、その活用が具体的にどの様に議員活動に反映されたかがわかるよう併せて検討をお願いする。

以上

答申内容概要

- 1 市長・副市長・教育長給料月額～「据え置き」
 - ・山陰他市及び類似団体と比較検討した結果、著しく低い水準とも言い切れない。
- 2 議員報酬月額～「据え置き」
 - ・山陰他市及び類似団体と比較検討した結果、著しく低い水準とも言い切れない。
- 3 期末手当役職加算(100分の15)～「増額」
100分の15 ⇒ 100分の40 (100分の25増)
 - ・財政状況の改善が図られたものと判断し、平成17年度の市町村合併時の状態に戻す。
- 4 期末手当支給月数(3.2月)～「増額」
0.1月増 (人事院勧告分とは別物。R6.4から3.4月)
 - ・財政状況の改善が図られたものと判断し、平成17年度の市町村合併時の状態に戻す。
- 5 議員政務活動費～「増額」
年間100,000円 ⇒ 年間240,000円 (年間140,000円増)
 - ・議会内での用途基準等の検討状況を確認した結果、十分な調査活動等ができるよう増額改定が適当であるとの結論に至った。
- 6 付帯意見
 - (1) 政務活動費については、各議員によりその執行率に隔たりが見受けられる。政務活動費は、議員が行う調査研究や市政に反映させる活動に要する経費として交付されるものであることから当該制度の積極的な活用をお願いする。
 - (2) 政務活動費の活用が具体的にどの様に議員活動に反映されたかが住民にわかるよう図られたい。

全議 K 第 11 号
令和 5 年 11 月 22 日

市議会議員 各位

全国市議会議長会

会長 ぼう やす なが
坊 恭 寿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）

平素より、全国市議会議長会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会はこれまで、厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、政府及び与党に対し要望活動を重ねて参りましたが、残念ながら今日に至るまで制度改正に結び付いていない状況にあります。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題であります。

今日、就業者の 9 割を会社員等の被用者が占めており、市議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されています。会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様な人材の市議会への参画を促す上でも重要な課題であります。

各市区議会におかれましては、これまでも厚生年金への加入実現をめざす意見書の採択にご尽力いただいているところでありますが、本年 10 月末現在で、市区議会における意見書の採択状況は 815 中 382 (46.9%) に止まり、都道府県議会及び町村議会においてはいずれも 7 割を超えているのに対し、半数にも満たない状況にあります。

公的年金制度は長期的な制度であることから、社会・経済の変化を踏まえ、5 年ごとに財政検証が行われております。前回の財政検証は令和元年に実施されましたので、来年（令和 6 年）に次回の財政検証が実施され、その後の年金制度改革に繋がっていくこととなります。国の社会保障審議会年金部会においては、次期制度改正に向けた主な検討事項の一つとして「被用者保険の適用拡大（勤労者皆保険）」が挙げられており、今後の議論において、勤労者皆保険の実現及び働き方に中立的な社会保障制度の構築の観点から、短時間労働者への更なる適用拡大やフリーランス・ギグワーカーの取扱いも取り上げられると見込まれます。

厚生年金への地方議会議員の加入についても、被用者保険の適用拡大をはじめ、このような年金制度全般の見直しが行われるタイミングに併せて要望活動を行うことが効果的であり、実効性の高い要望活動を行うためにも、より多くの市区議会において意見書を採択していただくことが不可欠であると考えます。

については、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市区議会におかれましては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、その趣旨を改めてご理解いただき、なるべく早期に意見書可決のうえ、国会や関係行政庁にご提出いただきますよう、何卒お願い申し上げます。なお、諸般の事情により、意見書の採択が困難な市区議会におかれましては、決議の採択についてご検討下さるようお願いいたします（意見書及び決議の案文は添付資料参照）。

現在、本会において、厚生年金への地方議会議員の加入に関する関係資料を作成中であり、12月上旬を目途に送付いたしたいと存じます。

添付資料：

- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況（市区議会）
- ・厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況（都道府県議会）
- ・地方議会議員の年金制度に関する意見書の採択状況（町村議会）

【問合せ先】

全国市議会議長会

千葉・太田

TEL 03-3262-2302

nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿

内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

財務大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（案）

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

〇〇市(区)議会

市区議会 (382/815) 46.9%

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

令和5年10月31日現在

部会名	都道府県名	全市区数	可決市区数	可決市区名
北海道 (32/35)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (39/77)	青森県	10	10	弘前、青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	2	一関、奥州
	宮城県	14	8	石巻、塩竈、気仙沼、角田、多賀城、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	3	由利本荘、大仙、仙北
	山形県	13	10	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、尾花沢、南陽
北信越 (39/69)	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
	新潟県	20	9	長岡、上越、三条、柏崎、十日町、村上、妙高、阿賀野、魚沼
	富山県	10	1	黒部
	石川県	11	11	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、かほく、能美、野々市
	福井県	9	5	福井、越前、大野、勝山、あわら
関東 (71/216)	長野県	19	13	長野、松本、諏訪、須坂、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、飯山、茅野、塩尻、佐久、千曲
	東京都	49	8	八王子、府中、調布、町田、狛江、北、荒川、葛飾
	神奈川県	19	4	横浜、川崎、相模原、南足柄
	山梨県	13	5	韮崎、北杜、上野原、山梨、甲州
	茨城県	32	22	水戸、土浦、古河、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	10	宇都宮、足利、栃木、鹿沼、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	1	館林
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
千葉県	37	7	千葉、松戸、市原、鴨川、南房総、山武、いすみ	
東海 (35/96)	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	16	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、安城、西尾、江南、稲沢、東海、知立、愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	6	四日市、桑名、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
	岐阜県	21	11	大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、各務原、山県、瑞穂、本巣、海津
近畿 (26/111)	大阪府	33	3	吹田、河内長野、門真
	京都府	15	7	福知山、舞鶴、綾部、宮津、亀岡、八幡、南丹
	滋賀県	13	1	湖南
	兵庫県	29	6	神戸、相生、豊岡、たつの、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
中国 (33/54)	和歌山県	9	2	和歌山、有田
	鳥取県	4	3	鳥取、米子、境港
	島根県	8	4	松江、出雲、安来、雲南
	岡山県	15	9	岡山、津山、笠岡、井原、新見、備前、真庭、美作、浅口
	広島県	14	9	尾道、呉、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
四国 (25/38)	山口県	13	8	下関、宇部、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
	徳島県	8	3	徳島、吉野川、阿波
	香川県	8	7	高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
九州 (82/119)	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
	福岡県	29	11	北九州、久留米、飯塚、嘉麻、行橋、中間、糸島、古賀、うきは、宮若、那珂川※
	佐賀県	10	7	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	10	長崎、佐世保、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、西海、雲仙、南島原
	熊本県	14	13	八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	14	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、津久見、竹田、豊後高田、杵築、宇佐、豊後大野、由布、国東
	宮崎県	9	4	宮崎、日向、串間、えびの
鹿児島県	19	14	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志	
沖縄県	11	9	那覇、石垣、宜野湾、名護、糸満、豊見城、うるま、宮古島、南城	
合計		815	382	

※福岡県那珂川市については、平成28年12月に那珂川町議会として意見書を可決したものと見做す。

全議K第13号
令和5年12月13日

市議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 ぼう やす なが
坊 恭 寿

厚生年金への地方議会議員の加入に関する関係資料の送付について

平素より、全国市議会議長会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る11月22日付け全議K第11号にて通知しました「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）」の関係資料として、「厚生年金への地方議会議員の加入にかかる基本的な論点」を送付いたしますので、意見書等の取扱いにご活用いただければ幸甚でございます。

各議会におかれては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、送付資料に記しました内容を十分ご理解いただき、なるべく早期に意見書等を可決いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

添付資料：

- ・厚生年金への地方議会議員の加入にかかる基本的な論点

【問合せ先】
全国市議会議長会
千葉・太田
TEL 03-3262-2302
nenkin@si-gichokai.gr.jp

**厚生年金への地方議会議員の加入にかかる
基本的な論点**

**令和5年12月
全国市議会議長会**

問1 議員年金制度の廃止から厚生年金加入に向けた検討の経緯如何。

地方議会議員年金制度は、市町村合併の急速な進展による議員数の削減に加え、行政改革に伴う議員定数及び報酬の削減などによる財政状況の悪化により、持続的な制度として存続していくことが困難となり、平成23年6月1日に制度が廃止されました。

国会においては、制度廃止法案の委員会採決に際し、衆、参両議院の総務委員会で全会一致により、「地方議会議員年金制度廃止後、概ね一年を目途として、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が可決されています。

附帯決議を受けて、政府においては、総務省自治行政局公務員部が平成24年4月11日に「地方議会議員の新たな年金のあり方に関する検討報告」を取りまとめています。

一方、与党においては、平成26年4月8日に「参議院自由民主党議員年金に関するプロジェクトチーム」が、平成27年2月13日には自由民主党総務部会のもとに「地方議員年金検討プロジェクトチーム」が設置され、その後、平成31年3月8日に自由民主党総務部会のもとに新たなPTとして「地方議会の課題に関するプロジェクトチーム」が設置され、検討が続けられてきましたが、現在に至るまで地方議会議員の年金にかかる法案の国会提出には至っておりません。

「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(抄)

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。(一・三 略)

二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね1年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

<平成23.4.28 衆議院総務委員会 平成23.5.19 参議院総務委員会>

厚生年金への加入に向けた検討

- 平成 23 年 6 月 1 日 地方議会議員年金制度の廃止
- 平成 24 年 4 月 11 日 総務省自治行政局公務員部が「地方議会議員の新たな年金のあり方に関する検討報告」を取りまとめ
- 平成 26 年 4 月 8 日 参議院自由民主党議員年金に関する P T 設置
- 平成 27 年 2 月 13 日 自由民主党総務部会に地方議員年金検討 P T 設置
- 平成 29 年 7 月 6 日 地方議員年金検討 P T において「地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法改正案」を了承
- ・ 地方議会議員を職員とみなし、共済組合に加入して厚生年金被保険者の資格を取得する内容の改正案を了承
- 平成 30 年 4 月 13 日 自由民主党総務部会で「地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法改正案」を審議
- ・ 一部の国会議員から強い反対の声があがり、改正案の国会提出には至らなかった
- 平成 31 年 3 月 8 日 自由民主党総務部会に地方議会の課題に関する P T 設置
- 令和元年 9 月 10 日 自由民主党総務部会において、厚生年金への地方議会議員の加入について「衆参両院の附帯決議の趣旨を尊重しつつ、厚生年金の適用拡大の状況も勘案しながら、引き続き議論を継続すべきである」とした「今後、地方議会の課題に関する P T において検討すべき主な事項」を取りまとめ
- 令和 3 年 4 月 7 日 自由民主党総務部会・地方議会の課題に関する P T 合同会議において、P T が取りまとめた「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を了承
- ・ 地方議会議員の厚生年金加入については、「各党・各会派による協議を行い、協議が整ったものについて、議員立法等による対応が考えられるもの」のひとつとして、「厚生年金の適用拡大の状況も勘案しながら検討すべきである」とされた

問2 厚生年金への地方議会議員の加入を求める必要性如何。

地方分権が進み、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の果たすべき役割と責任は、重要性を増しています。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、地方議会には多様化する民意の集約と行政への反映が期待されています。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題です。

今日、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、市議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されています。

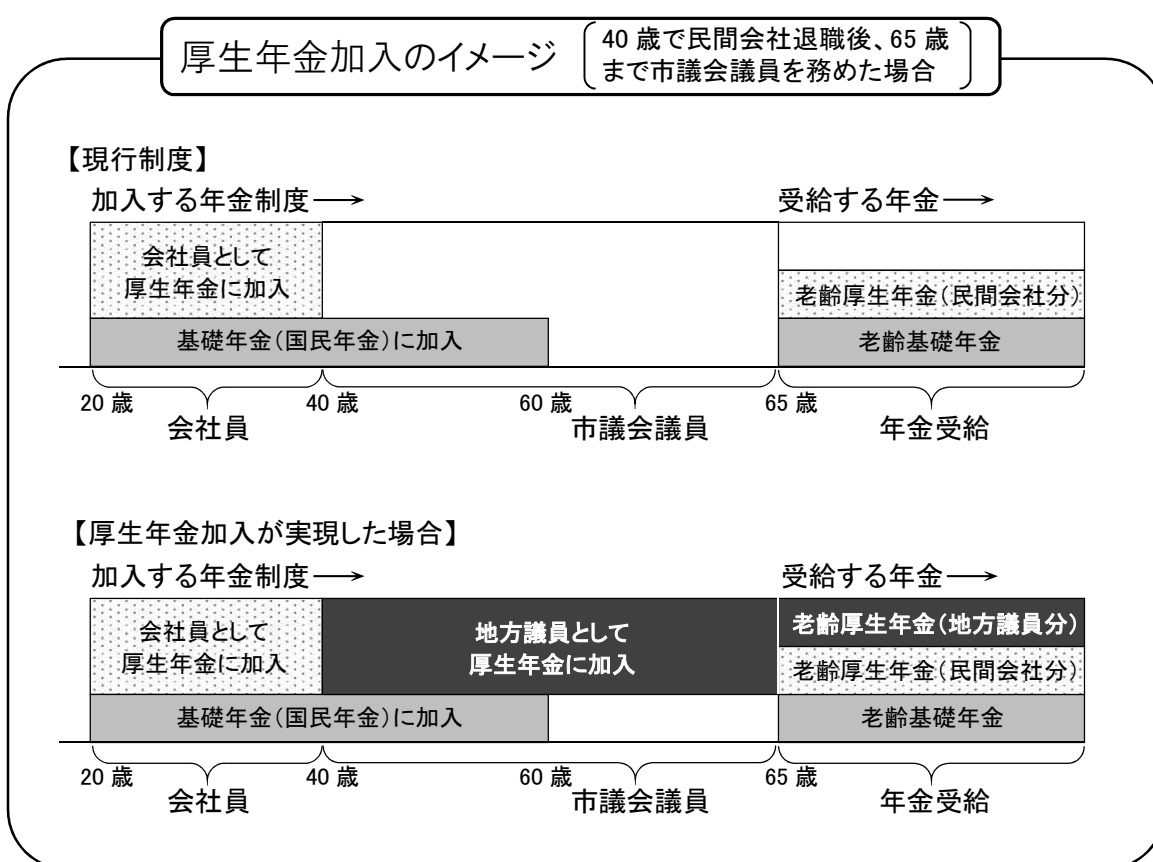
会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることとなれば、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補できます。

議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様な人材の市議会への参画を促す上でも重要な課題であると考えます。

問3 廃止された議員年金制度を復活させようとするものではないか。

厚生年金に地方議会議員が加入することは、首長や地方自治体職員と同様に、一般の会社員と同じ厚生年金に加入できるようにするものです。

地方議会議員のみを対象とした旧地方議会議員年金制度の復活を求めるものではなく、地方議会議員のみの新たな特別な制度の創設を求めるものでもありません。



問4 現行の厚生年金制度と年金制度改革の動向如何。

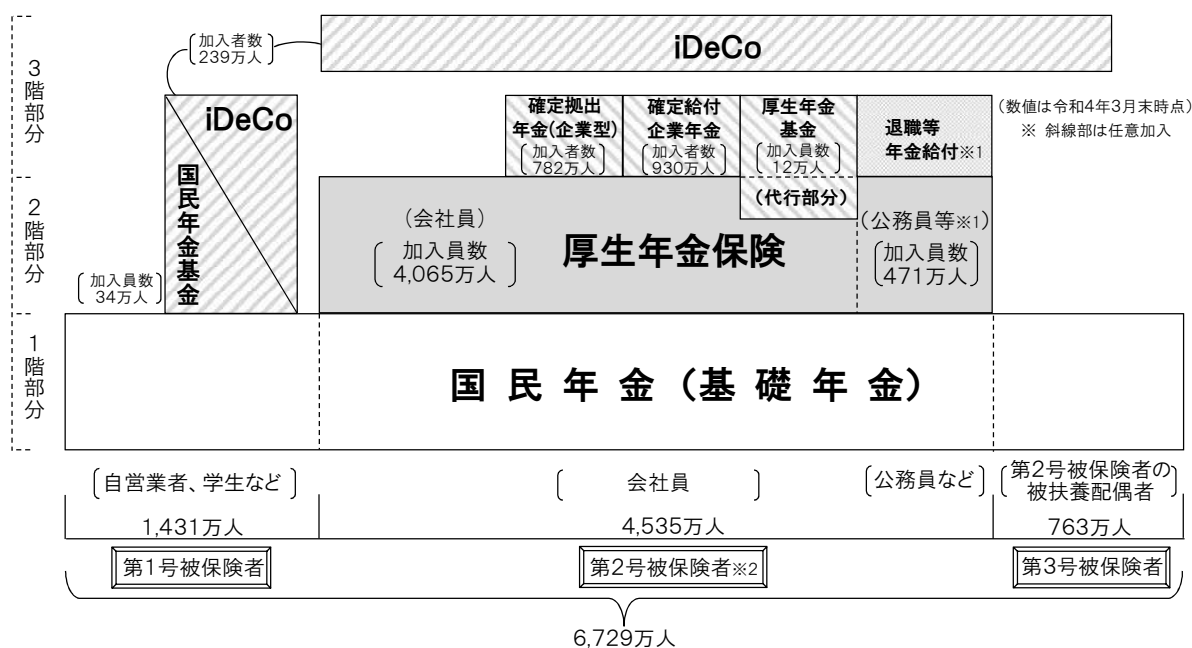
現行の年金制度においては、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受けます(1階部分)。また、会社員や公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受けます(2階部分)。

公的年金加入者数約6,729万人のうち、厚生年金被保険者は約4,535万人であり、公的年金加入者の約67%が厚生年金に加入しています(令和4年3月末時点)。

公的年金制度は長期的な制度であることから、社会・経済の変化を踏まえ、5年ごとに財政検証が行われており、来年(令和6年)に次回の財政検証が実施され、その後の年金制度改革に繋がります。

国の社会保障審議会年金部会においては、次期制度改革に向けた主な検討事項の一つとして「被用者保険の適用拡大(勤労者皆保険)」を挙げており、今後の議論において短時間労働者への更なる適用拡大やフリーランス・ギグワーカーの取扱いも取り上げられることが見込まれます。

〔現行の年金制度〕



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のこと(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

出典:厚生労働省年金局「年金制度基礎資料集」(令和5年10月)

〔年金制度改革の動向〕

経済財政運営と改革の基本方針2023

加速する新しい資本主義

～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～

(令和5年6月16日閣議決定)

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築(抜粋)

勤労者皆保険の実現、年齢や性別にかかわらず働き方に中立的な社会保障制度の構築に向け、企業規模要件の撤廃など短時間労働者への被用者保険の適用拡大、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消等について次期年金制度改革に向けて検討する

問5 現在の地方議会議員の年金はどのようなになっているのか。

現在、地方議会議員は、自営業者や学生などと同じく1階部分の国民年金にのみ加入することとなっているので、兼業先で厚生年金に加入している場合を除いて議員在職期間中にかかる年金としては、国民年金しか支給されません。

問6 地方議会議員が厚生年金に加入すると、新たな公費負担が発生するのではないか。

厚生年金に地方議会議員が加入した場合、政府の国会答弁(令和元年11月19日 衆議院総務委員会)によれば、都道府県、市区町村全体で毎年度約160億円の公費負担が生じることが見込まれます。

しかし、この公費負担は、首長や地方自治体職員と同様に、会社・法人等の事業主負担と同じ制度によるものであり、新たに制度を設けて財政負担が発生するものではありません。

問7 地方議会議員が厚生年金に加入すると、年金保険料はどのくらいになるのか。

厚生年金に加入した場合、保険料は月ごとの報酬に対して定率(令和4年度末で 18.3%)となっていて、事業主(勤務先)が保険料の半額を負担します(労使折半)。報酬月額ごとの保険料は、以下のとおりとなります。

報酬月額	厚生年金保険料(年額)	
	議員負担	事業主負担
25 万円	38.4 万円	38.4 万円
40 万円	60.8 万円	60.8 万円
60 万円	88.4 万円	88.4 万円

※保険料の算出にあたっては、厚生年金の保険料率を 18.3%(議員負担 9.15%、事業主負担 9.15%)とし、期末手当の額を議員報酬月額の 4.3 月分として算出している

問8 地方議会議員が厚生年金に加入すると、将来、年金はどのくらい受け取れるのか。

老齢厚生年金の受給額は、報酬月額と加入期間によって異なります。大まかには以下ようになります。

報酬月額	老齢厚生年金の受給額(年額)		
	1 期(4 年)加入	2 期(8 年)加入	3 期(12 年)加入
25 万円	9.2 万円	18.4 万円	27.6 万円
40 万円	14.6 万円	29.1 万円	43.7 万円
60 万円	21.2 万円	42.4 万円	63.5 万円

※老齢厚生年金の受給額の算出にあたっては、期末手当の額を議員報酬月額の 4.3 月分とし、賃金水準等を補正する係数である再評価率を 1.00 として試算している

※上記老齢厚生年金の受給額とは別に、老齢基礎年金 79.5 万円(満額・年額)を受給できる

問9 地方議会の意見書の可決状況如何。

令和5年10月31日現在、全都道府県、市区町村1,788団体のうち、1,121団体の議会において「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」が可決されています。

都道府県、町村では7割を超える議会で意見書が可決されている一方で、市区において意見書を可決している議会は過半数に達していません。

「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」の可決状況

令和5年10月31日現在

○ 都道府県議会	33道府県 (70.2%)	} 1,121団体 (62.7%)
○ 市区議会	382市区 (46.9%)	
○ 町村議会	706町村 (76.2%)	